

いじめ防止基本方針



高知県立山田高等学校

令和7年4月

は じ め に

本校では、「誠実にあれ 誇らかにあれ 貫きてあれ」の校訓のもと「知・徳・体」の力をバランスよく養い、地域社会に貢献できる人材の育成をめざし、日々の教育活動に取り組んでいます。

また、本校の教職員が取り組むべき教育重点目標の一つに「生徒を褒め、認め、生徒に関わる」取り組みを徹底して行うとしています。生徒を多面的に評価し、山高生の良さ（素直さ、明るい挨拶、美しい制服姿等）を伸ばし、生徒自身が“山高生であることを誇りに思える”学校づくりに力を入れています。

平成25年、国は「いじめ対策防止推進法」を制定しました。これを基に、本校においても日常の指導体制やいじめ問題に対する基本認識を学校全体で共有するとともに、人権教育をさらに推進させていくために「山田高校いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後は、さらに生徒が安心して学校生活を送り、自他ともに大切にできる環境整備や、他者と協力して行動できる生徒の育成に力を注ぎ、いじめや差別のない学校づくりを進めてまいります。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ対策防止推進法 第3条

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

第2 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

(定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- 当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめの防止等の対策のための委員会」を中心に組織的に行う。

【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、殴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの（※1）がある。それらについては、教育的配慮や被害者への意向への配慮のうえで、早期に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取っていく。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるとの認識を学校全体で共有する。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験し、また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう学校全体で取り組んでいく。

第4 いじめの防止等の対策のための委員会

（1）役割

当委員会の具体的な役割は、次の通りである。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

（2）構成員

構成する教職員は、校長、副校長、教頭、生徒サポート部長、各学年主任、人権教育主任、グローバル探究科長、ビジネス探究科長、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。

また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、その都度、関係の深い教職員を加える。

第5 いじめ防止のための取組 （人権意識を高める教育活動の推進のために）

本校では、校訓のもとに「知・徳・体」の力をバランスよく養い、地域社会に貢献できる人材を育てるため、すべての学校教育活動を通して、他者と協働し何事に対してもチャレンジできる生徒の育成を目指している。

そのためには、すべての教育活動において、他者を認め受け入れることのできる、高い人権意識を育てることが最も重要である。

そこで、下記に示す3つの観点を中心に、人権意識の醸成とともに、本校が目指す生徒像の育成に組織的に全力で取り組む。

1 学校文化・環境整備（教職員、保護者）

- （1）教職員の校内研修や教員間の参観授業を、人権意識を高めるという視点で見直すことで、教員の指導力向上につなげる
- （2）教職員一人一人が、面接や日々の指導を通して、生徒の状況を把握し、学年会や進路検討会、職員会等で情報の共有に努める。
- （3）PTA研修会等を通して、保護者に対する人権意識啓発を行うとともに、家庭との連携体制の強化に努める。
- （4）生徒サポート部（人権教育主任）を中心に、組織的に学校全体の人権意識を高める工夫を行う。

2 学習（生徒）

- （1）人権教育等の時間において、生徒が主体的に発表する機会や、生徒同士で意見の交換が行える環境を設定し、共感力や人権への感性を磨く活動に取り組む。
- （2）図書館活動を一層充実させ、読書を通して人権問題への意識の高揚を図る。
- （3）教科指導を通して学問の奥深さや楽しさに触れさせ、社会で活躍できる豊かな人間性の育成を図る。

3 行動・関わり（生徒）

- （1）総合的な学習の時間やボランティア活動等を通して、地域との関わりを深め、公共的な意識・ルールや市民意識の育成を図る。
- （2）生徒が主体的に学校行事や部活動、ボランティア活動に関わることで、山高生であるという自信や誇りを育むとともに、責任感や仲間意識をもった人材を育成する。

第6 PTAや地域の関係団体等と連携について

① PTAや地域の関係団体との連携促進

- PTAや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

② 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、学校運営協議会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第7 いじめの早期発見、早期対応等

1 いじめの発見（具体的手立て）

- (1) アンケート（定期的）
- (2) 教員の気づき（S H・休み時間・昼休み・放課後・部活動の時間など）と教員間の情報交換や共有の場を定期的に設定
- (3) 面談（面談週間や三者面談など）
- (4) 家庭との連携（日頃の生徒の様子を連絡し合える体制づくり）
- (5) 相談窓口の複数化（担任・学年主任・S C・S S W・保健室・部活顧問など）
- (6) 外部機関からの情報収集（警察や外部相談窓口などとの連携）

2 発見から指導にいたる組織的対応

(1) いじめの情報（気になる情報）の把握

- ・いじめが疑われる言動等の目撃
- ・該当生徒からの相談
- ・アンケートからの発見
- ・保護者からの訴え
- ・友人からの情報 など

1

※教員一人で解決しようとしなない。焦らない。

「ほうれんそう」の徹底を図る。

問題を把握した教員は、直ちにホーム担任、学年主任に報告するとともに、関係教職員への報告、管理職への報告を怠ってはならない。

(2) 対応チームの編成

校長、副校長、教頭、生徒サポート部長、各学年主任、人権教育主任、グローバル探究科長、ビジネス探究科長、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど

※事案に応じて柔軟な編成を行う

2

(3) 対応方針の決定・役割分担

① 情報の収集と整理

② 対応方針の決定

- ・緊急度の確認、事態を聞き取る際や指導時に留意すべき点の確認

③ 役割分担

- ・被害生徒からの聞き取りと支援担当
- ・加害生徒からの聞き取りと指導担当
- ・周囲の生徒、全校生徒への指導担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

3

(4) 事実確認と支援・指導

① 事実確認（原因究明）

いじめの状況やいじめに至った背景をしっかりと聴き、事実に基づく指導及び支援が行えるようにする。

聞き取る順番は、被害生徒 → 周囲の生徒 → 加害生徒の順で行う。
※聞き取りの際は、複数の教員で行い、先入観をもって話を聴かない。また、話しやすい場所や秘密を厳守し、被害生徒を守る。さらに保護者にもきちんと説明する。

② 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

被害生徒を徹底して守り、いじめは絶対許さないという学校の姿勢を生徒に伝えるとともに、スクールカウンセラーや教育相談の教員等と連携し、生徒の心のケアに努める。

また、いつでも相談できるよう、具体的な相談方法を伝える。

③ 加害生徒（いじめた生徒）への対応

いじめに至った背景を考慮しつつ、いじめに対する行為については毅然と指導する。さらに、いじめ行為について深く反省させるとともに、被害者が背負った心の辛さに気づかせ、二度と同じ行為を繰り返さないよう指導する。

また、必要に応じて関係機関と協力し、いじめは絶対に許せない行為であることを認識させる。いじめた生徒の指導期間が終了しても、教員との交流を通して生徒の成長を促す。

④ 生徒全体への対応

被害生徒の秘密を厳守しつつ、他者を思いやる気持ちや集団生活のあり方等について指導する。

さらに、ホームルーム活動や学校の雰囲気常に気を配り、学校行事等を通じてより良い集団づくりに努める。

⑤ 保護者との連携

事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝えるとともに、学校として被害生徒を徹底して守ることを伝え、具体的な対応策を示し理解していただく。

また、経過報告をこまめに行うことで保護者の協力体制を得る。

4

※ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、まず学校として、問題の箇所を確認し、問題箇所を印刷もしくは電子情報として保存するとともに、対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じる。

書き込みへの対応については、関係機関への削除の要請等、被害生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署や地方法務局等の外部機関と連携して対応（※1）する。

また、生徒の情報モラル及び情報リテラシーを高めるため、授業や講演等において、正しい情報収集や情報発信が行える力を身に付けさせる。

第8 重大事態への対処

早期対応による事実確認の結果、重大事態が発生した場合は以下のように対応する。

1 重大事態の発生

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(重大事態の意味について)

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が7日間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

2 県教育委員会が重大事態の調査主体を判断

学校が調査主体の場合

県教育委員会からの指導・助言のもと対応する。

- ① 重大事態の調査委員会を設置
組織は学校の教職員に加え、専門的知識を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成する。
- ② 事実関係を明確にするため調査を実施する。
- ③ 被害を受けた生徒及びその保護者に対して情報提供する。
- ④ 調査結果を県教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

教育委員会が調査主体の場合

県教育委員会の指示のもと、資料等の提出など積極的に調査協力する。

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る 事案の例	該当し得る犯罪	
○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。	暴行 (刑法第 208 条)	第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害 (刑法第 204 条)	第 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ (刑法第 176 条)	第 176 条 13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第 249 条)	第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。	窃盗 (刑法第 235 条)	第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第 261 条)	第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。
○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要 (刑法第 223 条)	第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。

○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第 222 条)	第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)	第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与 (刑法第 202 条)	第 202 条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する。
○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制	第 7 条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以

指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○ 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)	下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。 2 児童ポルノを提供した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。 3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。 4 前項に規定するもののほか、児童に第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第 2 項と同様とする。 5 （略） 6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に
---	----------------------------------	--

		処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。 7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。（略） 8 （略）
○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）	第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。 3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 4・5 （略）